

議案第71号

西脇市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

分掌事務の所属換えに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市部設置条例の一部を改正する条例

西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 市長公室 まちづくり部 総務部 福祉部 くらし安心部 産業活力再生部 建設水道部 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室（略） まちづくり部 (削る) (1) まちづくりに関すること。 (2) 人権施策及び男女共同参画に関すること。 (3) 都市計画に関すること。 (4) 都市整備に関すること。 (5) 開発指導に関すること。 (6) 公営住宅及び建築に関すること。 (7) 他の部等の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>総務部 (削る) (1) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (2) 文書及び法規に関すること。 (3) 財務に関すること。 (4) 情報管理に関すること。 (5) 税に関すること。 福祉部 くらし安心部（略） 産業活力再生部</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 市長公室 都市経営部 総務部 福祉部 くらし安心部 産業活力再生部 建設水道部 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室（略） 都市経営部 (1) 財務に関すること。 (2) まちづくりに関すること。 (3) 人権施策及び男女共同参画に関すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (4) 他の部等の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>総務部 (1) 情報管理に関すること。 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (3) 文書及び法規に関すること。 (新設) (新設) (4) 税に関すること。 福祉部 くらし安心部（略） 産業活力再生部</p>

<p>(1) 農林業に関すること。 (削る)</p> <p>(2) 商工業、労働及び観光に関すること。 建設水道部</p> <p>(1) 道路、橋りょう、河川その他の土木に関すること。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 下水道に関すること。</p> <p>(3) 農業集落排水に関すること。</p> <p>(4) 農林土木に関すること。</p>	<p>農林業に関すること。</p> <p>農林土木に関すること。</p> <p>商工業、労働及び観光に関すること。 建設水道部</p> <p>(1) 道路、橋りょう、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に関すること。</p> <p>(3) 都市整備に関すること。</p> <p>(4) 開発指導に関すること。</p> <p>(5) 公営住宅及び建築に関すること。</p> <p>(6) 下水道に関すること。</p> <p>(7) 農業集落排水に関すること。 (新設)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。